

1.7 養育費の状況

(1) 相談相手

- ア 母子世帯の母が、離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係で相談した者は、50.2%となっており、このうち主な相談相手としては「親族」が42.1%と最も多く、次いで「弁護士」が22.1%となっている。
- イ 父子世帯の父が、離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係で相談した者は、34.2%となっており、このうち主な相談相手としては「親族」が44.7%と最も多く、次いで「弁護士」が22.3%となっている。

表1.7-(1)-1 母子世帯の母の養育費の主な相談相手（最も相談した先）

	総数	相談した	親族	知人・隣人	養育費等相談 支援センター	県・市区町村窓口 (母子・父子 自立支援員、母 子家庭等就 業・自立センタ ーを含む)	
						母子・父子 福祉団体	
平成28年	(100.0)	(51.2) (100.0)	(47.7)	(9.9)	(0.4)	(5.3)	(0.3)
令和3年	1,079,213 (100.0)	541,256 (50.2) (100.0)	227,825 (42.1)	52,140 (9.6)	0 (0.0)	31,414 (5.8)	1,721 (0.3)

	相談した				相談して いない	不詳
	弁護士	家庭裁判所	NPO法人	その他		
平成28年	(15.7)	(17.1)	(0.1)	(3.4)	(45.5)	(3.4)
令和3年	119,625 (22.1)	82,984 (15.3)	857 (0.2)	24,689 (4.6)	490,952 (45.5)	47,005 (4.4)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表1.7-(1)-2 父子世帯の父の養育費の主な相談相手（最も相談した先）

	総数	相談した	親族	知人・隣人	養育費等相談 支援センター	県・市区町村窓口 (母子・父子 自立支援員、母 子家庭等就 業・自立センタ ーを含む)	
						母子・父子 福祉団体	
平成28年	(100.0)	(31.2) (100.0)	(53.1)	(7.3)	(0.0)	(3.1)	(1.0)
令和3年	105,134 (100.0)	35,928 (34.2) (100.0)	16,057 (44.7)	2,911 (8.1)	0 (0.0)	2,435 (6.8)	344 (1.0)

	相談した				相談して いない	不詳
	弁護士	家庭裁判所	NPO法人	その他		
平成28年	(18.8)	(16.7)	(0.0)	(0.0)	(65.9)	(2.9)
令和3年	8,010 (22.3)	5,090 (14.2)	0 (0.0)	1,080 (3.0)	65,432 (62.2)	3,774 (3.6)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

(2) 養育費の取り決め

- ア 養育費の取り決め状況は、母子世帯の母では、「取り決めをしている」が 46.7 %となっている。一方、父子世帯の父では、「取り決めをしている」が 28.3 %となっている。
- イ ひとり親世帯になってからの年数が短い方が、「取り決めをしている」と回答した世帯の割合が高い傾向となっている。
- ウ 「協議離婚」は、「その他の離婚」と比べて養育費の「取り決めをしている」割合が低くなっている。また、「未婚」は、「離婚」と比べて養育費の取り決めをしている割合が低くなっている。
- エ 養育費の取り決めをしていない最も大きな理由については、母子世帯の母では「相手と関わりたくない」が最も多く、次いで「相手に支払う意思がないと思った」となっており、父子世帯の父では「自分の収入等で経済的に問題ないから」が最も多く、次いで「相手と関わりたくないから」となっている。

表17-(2)-1 母子世帯の母の養育費の取り決め状況等

	総 数	養育費の取り決めをしている	文書あり			文書なし	不 詳	養育費の取り決めをしていない	不 詳
			判決、調停、審判などの裁判所における取決め、強制執行認諾条項付きの公正証書	その他の文書					
平成28年	(100.0)	(42.9) (100.0)	(73.3)	(58.3)	(15.0)	(26.3)	(0.4)	(54.2)	(2.9)
令和3年	1,079,213 (100.0)	504,086 (46.7) (100.0)	386,251 (76.6)	302,356 (60.0)	83,895 (16.6)	116,653 (23.1)	1,181 (0.2)	552,117 (51.2)	23,011 (2.1)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

17-(2)-2 母子世帯の母の養育費の取り決め状況等（母の最終学歴別）

	総 数	養育費の取り決めをしている	文書あり			文書なし	不 詳	養育費の取り決めをしていない	不 詳
			判決、調停、審判などの裁判所における取決め、強制執行認諾条項付きの公正証書	その他の文書					
令和3年 総 数	1,047,312 (100.0)	491,962 (47.0) (100.0)	376,148 (76.5)	294,107 (59.8)	82,040 (16.7)	114,633 (23.3)	1,181 (0.2)	533,622 (51.0)	21,727 (2.1)
中学校	114,050 (100.0)	32,197 (28.2) (100.0)	17,373 (54.0)	11,292 (35.1)	6,081 (18.9)	14,824 (46.0)	0 (0.0)	77,449 (67.9)	4,404 (3.9)
高 校	434,301 (100.0)	171,357 (39.5) (100.0)	125,010 (73.0)	95,733 (55.9)	29,278 (17.1)	45,541 (26.6)	805 (0.5)	250,653 (57.7)	12,291 (2.8)
高等専門 学 校	53,604 (100.0)	24,620 (45.9) (100.0)	19,707 (80.0)	15,414 (62.6)	4,293 (17.4)	4,913 (20.0)	0 (0.0)	28,153 (52.5)	832 (1.6)
短 大	143,551 (100.0)	85,613 (59.6) (100.0)	64,921 (75.8)	54,629 (63.8)	10,292 (12.0)	20,692 (24.2)	0 (0.0)	57,939 (40.4)	0 (0.0)
大学・ 大学院	129,078 (100.0)	86,518 (67.0) (100.0)	75,335 (87.1)	57,084 (66.0)	18,251 (21.1)	11,183 (12.9)	0 (0.0)	41,597 (32.2)	963 (0.7)
専修学校・ 各種学校	167,422 (100.0)	89,333 (53.4) (100.0)	71,973 (80.6)	58,941 (66.0)	13,032 (14.6)	16,984 (19.0)	376 (0.4)	74,852 (44.7)	3,237 (1.9)
その他	5,305 (100.0)	2,325 (43.8) (100.0)	1,829 (78.7)	1,015 (43.7)	814 (35.0)	496 (21.3)	0 (0.0)	2,980 (56.2)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表17-(2)-3 父子世帯の父の養育費の取り決め状況等

	総数	養育費の取り決めをしている	文書あり			文書なし	不詳	養育費の取り決めをしていない	不詳
			判決、調停、審判などの裁判所における取決め、強制執行認諾条項付きの公正証書	その他の文書					
平成28年	(100.0)	(20.8) (100.0)	(75.0)	(54.7)	(20.3)	(23.4)	(1.6)	(74.4)	(4.9)
令和3年	105,134 (100.0)	29,705 (28.3) (100.0)	19,975 (67.2)	12,597 (42.4)	7,378 (24.8)	8,761 (29.5)	970 (3.3)	72,577 (69.0)	2,852 (2.7)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表17-(2)-4 父子世帯の父の養育費の取り決め状況等（父の最終学歴別）

	総数	養育費の取り決めをしている	文書あり			文書なし	不詳	養育費の取り決めをしていない	不詳
			判決、調停、審判などの裁判所における取決め、強制執行認諾条項付きの公正証書	その他の文書					
令和3年 総数	101,404 (100.0)	27,995 (27.6) (100.0)	18,930 (67.6)	11,848 (42.3)	7,081 (25.3)	8,246 (29.5)	819 (2.9)	70,557 (69.6)	2,852 (2.8)
中学校	14,833 (100.0)	2,386 (16.1) (100.0)	1,528 (64.0)	987 (41.4)	541 (22.7)	858 (36.0)	0 (0.0)	11,923 (80.4)	524 (3.5)
高校	43,754 (100.0)	9,634 (22.0) (100.0)	5,269 (54.7)	3,450 (35.8)	1,819 (18.9)	3,867 (40.1)	497 (5.2)	33,130 (75.7)	990 (2.3)
高等専門学校	6,366 (100.0)	1,522 (23.9) (100.0)	1,214 (79.8)	354 (23.2)	860 (56.5)	308 (20.2)	0 (0.0)	4,340 (68.2)	504 (7.9)
短大	2,134 (100.0)	923 (43.3) (100.0)	812 (88.0)	617 (66.8)	196 (21.2)	111 (12.0)	0 (0.0)	1,211 (56.7)	0 (0.0)
大学・大学院	21,045 (100.0)	9,303 (44.2) (100.0)	6,852 (73.7)	4,772 (51.3)	2,080 (22.4)	2,129 (22.9)	322 (3.5)	11,211 (53.3)	531 (2.5)
専修学校・各種学校	12,870 (100.0)	4,228 (32.9) (100.0)	3,255 (77.0)	1,669 (39.5)	1,586 (37.5)	973 (23.0)	0 (0.0)	8,340 (64.8)	302 (2.3)
その他	401 (100.0)	0 (0.0) (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	401 (100.0)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表17-(2)-5 母子世帯の母の養育費の取り決めの有無（母子世帯になってからの年数階級別）

	総数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不詳
令和3年 総数	1,079,213 (100.0)	165,447 (100.0)	147,010 (100.0)	674,117 (100.0)	92,640 (100.0)
取り決めをしている	504,086 (46.7)	96,082 (58.1)	78,408 (53.3)	298,953 (44.3)	30,643 (33.1)
取り決めをしていない	552,117 (51.2)	66,287 (40.1)	65,437 (44.5)	363,890 (54.0)	56,503 (61.0)
不詳	23,011 (2.1)	3,077 (1.9)	3,165 (2.2)	11,274 (1.7)	5,494 (5.9)

表17-(2)-6 父子世帯の父の養育費の取り決めの有無（父子世帯になってからの年数階級別）

	総数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不詳
令和3年 総数	105,134 (100.0)	18,407 (100.0)	19,324 (100.0)	58,144 (100.0)	9,259 (100.0)
取り決めをしている	29,705 (28.3)	7,769 (42.2)	7,392 (38.3)	12,974 (22.3)	1,569 (16.9)
取り決めをしていない	72,577 (69.0)	10,104 (54.9)	11,293 (58.4)	43,664 (75.1)	7,515 (81.2)
不詳	2,852 (2.7)	534 (2.9)	638 (3.3)	1,505 (2.6)	175 (1.9)

表17-(2)-7 母子世帯の母の養育費の取り決めの有無（離婚（離婚の方法）・未婚別）

	総数	離婚			未婚
		協議離婚	その他の離婚		
令和3年 総数	1,079,213 (100.0)	950,458 (100.0)	758,312 (100.0)	192,146 (100.0)	128,755 (100.0)
取り決めをしている	504,086 (46.7)	486,608 (51.2)	330,633 (43.6)	155,974 (81.2)	17,478 (13.6)
取り決めをしていない	552,117 (51.2)	447,419 (47.1)	413,354 (54.5)	34,065 (17.7)	104,698 (81.3)
不詳	23,011 (2.1)	16,432 (1.7)	14,325 (1.9)	2,107 (1.1)	6,579 (5.1)

注：その他の離婚とは、調停離婚、審判離婚及び裁判離婚のことである。以下同じ。

表17-(2)-8 父子世帯の父の養育費の取り決めの有無（離婚（離婚の方法）・未婚別）

	総数	離婚			未婚
		協議離婚	その他の離婚		
令和3年 総数	105,134 (100.0)	103,616 (100.0)	87,569 (100.0)	16,046 (100.0)	1,519 (100.0)
取り決めている	29,705 (28.3)	29,705 (28.7)	21,137 (24.1)	8,568 (53.4)	0 (0.0)
取り決めている ない	72,577 (69.0)	71,199 (68.7)	64,096 (73.2)	7,102 (44.3)	1,378 (90.7)
不詳	2,852 (2.7)	2,711 (2.6)	2,336 (2.7)	376 (2.3)	141 (9.3)

表17-(2)-9 母子世帯の母の養育費の取り決めの有無（母の就労収入階級別）

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	不詳
		令和3年 総数	1,079,213 (100.0)	162,233 (100.0)	242,442 (100.0)	214,227 (100.0)	
取り決めている	504,086 (46.7)	65,733 (40.5)	115,090 (47.5)	105,667 (49.3)	61,588 (51.7)	73,841 (57.0)	82,167 (38.8)
取り決めている ない	552,117 (51.2)	92,674 (57.1)	125,081 (51.6)	107,166 (50.0)	57,081 (47.9)	54,379 (42.0)	115,736 (54.7)
不詳	23,011 (2.1)	3,826 (2.4)	2,271 (0.9)	1,393 (0.7)	496 (0.4)	1,325 (1.0)	13,700 (6.5)

表17-(2)-10 父子世帯の父の養育費の取り決めの有無（父の就労収入階級別）

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	不詳
		令和3年 総数	105,134 (100.0)	7,016 (100.0)	5,039 (100.0)	10,348 (100.0)	
取り決めている	29,705 (28.3)	1,079 (15.4)	1,073 (21.3)	2,174 (21.0)	4,388 (22.6)	16,041 (36.0)	4,951 (26.4)
取り決めている ない	72,577 (69.0)	5,770 (82.2)	3,966 (78.7)	7,851 (75.9)	14,719 (75.8)	28,226 (63.3)	12,045 (64.3)
不詳	2,852 (2.7)	167 (2.4)	0 (0.0)	323 (3.1)	307 (1.6)	318 (0.7)	1,736 (9.3)

表17-(2)-11-1 母子世帯の母の養育費の取り決めのしていない理由

	総数	自分の収入等で経済的に問題がない	取り決めの交渉がわずらわしい	相手に支払う意思がないと思った	相手に支払う能力がないと思った	相手に養育費を請求できることを知らなかった	子どもを引きとった方が、養育費を負担するものと思っていた
平成28年	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
令和3年	552,117 (100.0)	40,520 (7.3)	107,193 (19.4)	223,448 (40.5)	186,802 (33.8)	4,249 (0.8)	9,848 (1.8)

	取り決めの交渉をしたが、まともになかった	現在交渉中又は今後交渉予定である	相手から身体的・精神的暴力を受けた	相手と関わりたくない	その他	不詳
平成28年	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
令和3年	80,476 (14.6)	10,571 (1.9)	86,663 (15.7)	280,330 (50.8)	52,702 (9.5)	15,423 (2.8)

注：1）養育費の取り決めのしていない理由については複数回答。

注：2）構成割合は総数との対比であるため、総数と内訳の構成割合の合計は一致しない。

表17-(2)-11-2 父子世帯の父の養育費の取り決めのしていない理由

	総数	自分の収入等で経済的に問題がない	取り決めの交渉がわずらわしい	相手に支払う意思がないと思った	相手に支払う能力がないと思った	相手に養育費を請求できることを知らなかった	子どもを引きとった方が、養育費を負担するものと思っていた
平成28年	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
令和3年	72,577 (100.0)	23,856 (32.9)	14,417 (19.9)	23,195 (32.0)	27,918 (38.5)	1,392 (1.9)	8,556 (11.8)

	取り決めの交渉をしたが、まともになかった	現在交渉中又は今後交渉予定である	相手から身体的・精神的暴力を受けた	相手と関わりたくない	その他	不詳
平成28年	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(20.5)	(5.2)	(7.9)
令和3年	3,319 (4.6)	1,156 (1.6)	2,781 (3.8)	24,894 (34.3)	4,034 (5.6)	2,205 (3.0)

注：1）養育費の取り決めのしていない理由については複数回答。

注：2）構成割合は総数との対比であるため、総数と内訳の構成割合の合計は一致しない。

表 17-(2)-11-3 母子世帯の母の養育費の取り決めをしていない理由 (最も大きな理由)

	総 数	自分の収入等で経済的に問題がない	取り決めの交渉がわずらわしい	相手に支払う意思がないと思った	相手に支払う能力がないと思った	相手に養育費を請求できることを知らなかった	子どもを引きとった方が、養育費を負担するものと思っていた
平成 28 年	(100.0)	(2.8)	(5.4)	(17.8)	(20.8)	(0.1)	(0.6)
令和 3 年	552,117 (100.0)	19,303 (3.5)	34,664 (6.3)	84,488 (15.3)	81,120 (14.7)	1,723 (0.3)	4,596 (0.8)

	取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった	現在交渉中又は今後交渉予定である	相手から身体的・精神的暴力を受けた	相手と関わりたくない	その他	不詳
平成 28 年	(5.4)	(0.9)	(4.8)	(31.4)	(7.1)	(2.9)
令和 3 年	30,717 (5.6)	7,793 (1.4)	24,461 (4.4)	190,718 (34.5)	41,806 (7.6)	30,728 (5.6)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 17-(2)-11-4 父子世帯の父の養育費の取り決めをしていない理由 (最も大きな理由)

	総 数	自分の収入等で経済的に問題がない	取り決めの交渉がわずらわしい	相手に支払う意思がないと思った	相手に支払う能力がないと思った	相手に養育費を請求できることを知らなかった	子どもを引きとった方が、養育費を負担するものと思っていた
平成 28 年	(100.0)	(17.5)	(8.3)	(9.6)	(22.3)	(0.4)	(7.0)
令和 3 年	72,577 (100.0)	16,184 (22.3)	5,507 (7.6)	9,665 (13.3)	12,946 (17.8)	193 (0.3)	4,644 (6.4)

	取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった	現在交渉中又は今後交渉予定である	相手から身体的・精神的暴力を受けた	相手と関わりたくない	その他	不詳
平成 28 年	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(20.5)	(5.2)	(7.9)
令和 3 年	941 (1.3)	150 (0.2)	516 (0.7)	14,336 (19.8)	3,416 (4.7)	4,079 (5.6)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

(3) 養育費の受給状況

- ア 離婚した父親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が 28.1 % となっている。一方、離婚した母親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が 8.7 % となっている。
 イ 養育費を現在も受けている又は受けたことがある世帯のうち額が決まっている世帯の平均月額額は、母子世帯では 50,485 円、父子世帯では 26,992 円となっている。

表 17-(3)-1 母子世帯の母の養育費の受給状況

	総 数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けない	不詳
平成 28 年	(100.0)	(24.3)	(15.5)	(56.0)	(4.2)
令和 3 年	1,079,213 (100.0)	303,252 (28.1)	153,444 (14.2)	613,567 (56.9)	8,950 (0.8)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 17-(3)-2 母子世帯の母の養育費の受給状況 (母の最終学歴別)

	総 数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けない	不詳
令和 3 年					
総 数	1,047,312 (100.0)	298,005 (28.5)	148,428 (14.2)	592,340 (56.6)	8,540 (0.8)
中学校	114,050 (100.0)	16,039 (14.1)	12,547 (11.0)	84,552 (74.1)	912 (0.8)
高 校	434,301 (100.0)	99,237 (22.8)	56,308 (13.0)	275,582 (63.5)	3,173 (0.7)
高等専門学校	53,604 (100.0)	13,863 (25.9)	10,012 (18.7)	29,729 (55.5)	0 (0.0)
短 大	143,551 (100.0)	54,369 (37.9)	24,451 (17.0)	64,192 (44.7)	539 (0.4)
大学・大学院	129,078 (100.0)	59,460 (46.1)	16,626 (12.9)	50,707 (39.3)	2,285 (1.8)
専修学校・各種学校	167,422 (100.0)	53,636 (32.0)	28,483 (17.0)	83,673 (50.0)	1,630 (1.0)
その他	5,305 (100.0)	1,400 (26.4)	0 (0.0)	3,905 (73.6)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 17-(3)-3 父子世帯の父の養育費の受給状況

	総 数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けない	不詳
平成 28 年	(100.0)	(3.2)	(4.9)	(86.0)	(5.8)
令和 3 年	105,134 (100.0)	9,191 (8.7)	5,008 (4.8)	90,277 (85.9)	659 (0.6)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表17-(3)-4 父子世帯の父の養育費の受給状況（父の最終学歴別）

	総数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けない	不詳
令和3年					
総数	101,404 (100.0)	8,708 (8.6)	4,635 (4.6)	87,553 (86.3)	507 (0.5)
中学校	14,833 (100.0)	469 (3.2)	440 (3.0)	13,813 (93.1)	111 (0.7)
高校	43,754 (100.0)	3,250 (7.4)	2,102 (4.8)	38,152 (87.2)	251 (0.6)
高等専門学校	6,366 (100.0)	606 (9.5)	494 (7.8)	5,121 (80.4)	146 (2.3)
短大	2,134 (100.0)	168 (7.9)	0 (0.0)	1,965 (92.1)	0 (0.0)
大学・大学院	21,045 (100.0)	3,166 (15.0)	1,130 (5.4)	16,750 (79.6)	0 (0.0)
専修学校・各種学校	12,870 (100.0)	1,050 (8.2)	469 (3.6)	11,351 (88.2)	0 (0.0)
その他	401 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	401 (100.0)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表17-(3)-5 母子世帯の母の養育費の受給状況（母子世帯になってからの年数階級別）

	総数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不詳
令和3年					
総数	1,079,213 (100.0)	165,447 (15.3)	147,010 (13.6)	674,117 (62.5)	92,640 (8.6)
現在も受けている	303,252 (100.0)	69,600 (23.0)	54,752 (18.1)	162,462 (53.6)	16,437 (5.4)
過去に受けたことがある	153,444 (100.0)	12,838 (8.4)	18,132 (11.8)	110,742 (72.2)	11,732 (7.6)
受けたことがない	613,567 (100.0)	80,663 (13.1)	73,213 (11.9)	395,760 (64.5)	63,932 (10.4)
不詳	8,950 (100.0)	2,346 (26.2)	912 (10.2)	5,153 (57.6)	539 (6.0)

表17-(3)-6 父子世帯の父の養育費の受給状況（父子世帯になってからの年数階級別）

	総数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不詳
令和3年					
総数	105,134 (100.0)	18,407 (17.5)	19,324 (18.4)	58,144 (55.3)	9,259 (8.8)
現在も受けている	9,191 (100.0)	3,222 (35.1)	1,674 (18.2)	3,800 (41.4)	494 (5.4)
過去に受けたことがある	5,008 (100.0)	519 (10.4)	839 (16.8)	2,903 (58.0)	747 (14.9)
受けたことがない	90,277 (100.0)	14,556 (16.1)	16,701 (18.5)	51,154 (56.7)	7,867 (8.7)
不詳	659 (100.0)	111 (16.8)	111 (16.8)	286 (43.5)	151 (23.0)

表17-(3)-7 母子世帯の母の養育費の受給状況（離婚（離婚の方法）、未婚別）

	総数					うち、養育費の取り決めをしている世帯				
	総数	離婚		未婚	総数	離婚		未婚		
		協議離婚	その他離婚			協議離婚	その他離婚			
令和3年										
総数	1,079,213 (100.0)	950,458 (100.0)	758,312 (100.0)	192,146 (100.0)	128,755 (100.0)	504,086 (100.0)	486,608 (100.0)	330,633 (100.0)	155,974 (100.0)	17,478 (100.0)
現在も受けている	303,252 (28.1)	292,392 (30.8)	197,938 (26.1)	94,453 (49.2)	10,860 (8.4)	290,837 (57.7)	281,890 (57.9)	188,369 (57.0)	93,521 (60.0)	8,947 (51.2)
過去に受けたことがある	153,444 (14.2)	146,009 (15.4)	103,370 (13.6)	42,640 (22.2)	7,435 (5.8)	108,574 (21.5)	105,127 (21.6)	68,839 (20.8)	36,288 (23.3)	3,447 (19.7)
受けたことがない	613,567 (56.9)	503,646 (53.0)	451,082 (59.5)	52,564 (27.4)	109,921 (85.4)	97,001 (19.2)	92,456 (19.0)	68,287 (20.7)	24,169 (15.5)	4,545 (26.0)
不詳	8,950 (0.8)	8,411 (0.9)	5,922 (0.8)	2,489 (1.3)	539 (0.4)	7,674 (1.5)	7,135 (1.5)	5,138 (1.6)	1,997 (1.3)	539 (3.1)

表17-(3)-8 父子世帯の父の養育費の受給状況（離婚（離婚の方法）、未婚別）

	総数				うち、養育費の取り決めをしている世帯					
	総数	離婚		未婚	総数	離婚		未婚		未婚
		協議離婚	その他離婚			協議離婚	その他離婚			
令和3年 総数	105,134 (100.0)	103,616 (100.0)	87,569 (100.0)	16,046 (100.0)	1,519 (100.0)	29,705 (100.0)	29,705 (100.0)	21,137 (100.0)	8,568 (100.0)	0 (0.0)
現在も受けている	9,191 (8.7)	9,191 (8.9)	6,244 (7.1)	2,947 (18.4)	0 (0.0)	7,688 (25.9)	7,688 (25.9)	4,741 (22.4)	2,947 (34.4)	0 (0.0)
過去に受けたことがある	5,008 (4.8)	5,008 (4.8)	3,582 (4.1)	1,426 (8.9)	0 (0.0)	3,194 (10.8)	3,194 (10.8)	2,246 (10.6)	948 (11.1)	0 (0.0)
受けたことがない	90,277 (85.9)	88,758 (85.7)	77,376 (88.4)	11,382 (70.9)	1,519 (100.0)	18,165 (61.1)	18,165 (61.1)	13,783 (65.2)	4,382 (51.1)	0 (0.0)
不詳	659 (0.6)	659 (0.6)	367 (0.4)	292 (1.8)	0 (0.0)	659 (2.2)	659 (2.2)	367 (1.7)	292 (3.4)	0 (0.0)

表17-(3)-9 母子世帯の母の養育費の受給状況（母の就労収入階級別）

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	不詳
令和3年 総数	1,079,213 (100.0)	162,233 (100.0)	242,442 (100.0)	214,227 (100.0)	119,164 (100.0)	129,545 (100.0)	211,603 (100.0)
現在も受けている	303,252 (28.1)	47,526 (29.3)	68,115 (28.1)	61,754 (28.8)	32,349 (27.1)	49,194 (38.0)	44,314 (20.9)
過去に受けたことがある	153,444 (14.2)	14,841 (9.1)	33,282 (13.7)	34,639 (16.2)	22,398 (18.8)	18,974 (14.6)	29,311 (13.9)
受けたことがない	613,567 (56.9)	97,926 (60.4)	139,656 (57.6)	116,613 (54.4)	63,278 (53.1)	60,313 (46.6)	135,781 (64.2)
不詳	8,950 (0.8)	1,939 (1.2)	1,389 (0.6)	1,221 (0.6)	1,140 (1.0)	1,064 (0.8)	2,197 (1.0)

表17-(3)-10 父子世帯の父の養育費の受給状況（父の就労収入階級別）

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	不詳
令和3年 総数	105,134 (100.0)	7,016 (100.0)	5,039 (100.0)	10,348 (100.0)	19,414 (100.0)	44,585 (100.0)	18,732 (100.0)
現在も受けている	9,191 (8.7)	385 (5.5)	0 (0.0)	442 (4.3)	1,323 (6.8)	5,504 (12.3)	1,536 (8.2)
過去に受けたことがある	5,008 (4.8)	308 (4.4)	534 (10.6)	303 (2.9)	1,324 (6.8)	1,940 (4.4)	600 (3.2)
受けたことがない	90,277 (85.9)	6,323 (90.1)	4,506 (89.4)	9,602 (92.8)	16,656 (85.8)	36,890 (82.7)	16,299 (87.0)
不詳	659 (0.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	111 (0.6)	251 (0.6)	297 (1.6)

表17-(3)-11 養育費を現在も受けている又は受けたことがある母子世帯の養育費（1世帯平均）の状況

	総数	額が決まっている	1世帯平均金額	額が決まっていない	不詳
平成28年	(100.0)	(84.4)	43,707円	(10.7)	(5.0)
令和3年	456,696 (100.0)	405,852 (88.9)	50,485円	37,307 (8.2)	13,537 (3.0)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表17-(3)-12 養育費を現在も受けている又は受けたことがある父子世帯の養育費（1世帯平均）の状況

	総数	額が決まっている	1世帯平均金額	額が決まっていない	不詳
平成28年	(100.0)	(80.0)	32,550円	(12.0)	(8.0)
令和3年	14,199 (100.0)	12,020 (84.7)	26,992円	1,845 (13.0)	333 (2.3)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表17-(3)-13 子どもの数別養育費（1世帯平均月額）の状況

	総数	1人	2人	3人	4人	5人	不詳
平成28年 母子世帯 1世帯平均月額	43,707円	38,207円	48,090円	57,739円	68,000円	*	37,000円
父子世帯 1世帯平均月額	32,550円	29,375円	32,222円	42,000円	0円	*	0円
令和3年 母子世帯 1世帯平均月額	50,485円 (405,852)	40,468円 (231,750)	57,954円 (131,259)	87,300円 (32,505)	70,503円 (8,184)	54,191円 (1,140)	39,062円 (1,014)
父子世帯 1世帯平均月額	26,992円 (12,020)	22,857円 (5,875)	28,777円 (4,012)	37,161円 (1,966)	0円 (0)	0円 (0)	10,000円 (168)

注：1)令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2)養育費を現在も受けている又は受けたことがある世帯で、額が決まっているものに限る。

注：3)この表における（ ）内の数値は推計世帯数である。

(4) 離婚届書における養育費の分担についての記入状況

- ア 離婚届書の養育費の取り決めの有無のチェック欄の状況は、母子世帯、父子世帯ともに「チェックしたか不明」がそれぞれ、52.7%、49.1%と最も多く、次いで「取り決めている」の欄にチェックしたが、それぞれ25.7%、18.1%となっている。
- イ チェックしていない理由は、母子世帯では「チェック欄があることを知らなかった」が60.6%と最も多く、次いで「チェックが必須ではないから」が27.1%となっている。
- 一方、父子世帯では「チェック欄があることを知らなかった」が48.9%と最も多く、次いで「チェックが必須ではないから」が33.7%となっている。

表17-(4)-1 平成24年4月1日以降、離婚によってひとり親世帯となった世帯における離婚届書の養育費の取り決めチェック状況

	総数	「取り決めている」の欄にチェックした	「まだ決めていない」の欄にチェックした	チェックしていない	チェックしたか不明	不詳
母子世帯						
平成28年	(100.0)	(24.8)	(9.4)	(8.3)	(49.6)	(8.0)
令和3年	615,800 (100.0)	158,265 (25.7)	40,525 (6.6)	50,539 (8.2)	324,235 (52.7)	42,236 (6.9)
父子世帯						
平成28年	(100.0)	(17.6)	(5.9)	(16.0)	(46.2)	(14.3)
令和3年	73,358 (100.0)	13,258 (18.1)	3,563 (4.9)	11,698 (15.9)	35,997 (49.1)	8,842 (12.1)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表17-(4)-2 平成24年4月1日以降、離婚によってひとり親世帯となった世帯における離婚届書の養育費の取り決めチェック状況(チェックしていない理由)

	総数	チェック欄があることを知らなかった	チェックが必須ではないから	その他	不詳
母子世帯					
平成28年	(100.0)	(45.8)	(41.7)	(10.4)	(2.1)
令和3年	50,539 (100.0)	30,640 (60.6)	13,686 (27.1)	6,213 (12.3)	0 (0.0)
父子世帯					
平成28年	(100.0)	(31.6)	(41.2)	(26.3)	(0.0)
令和3年	11,698 (100.0)	5,723 (48.9)	3,945 (33.7)	2,031 (17.4)	0 (0.0)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

18 親子交流(面会交流)の実施状況

(1) 相談相手

- ア 母子世帯の母が、離婚の際又はその後、親子交流(面会交流)の関係で相談した者は、35.7%となっており、このうち最も相談した相談先としては「親族」が45.8%と最も多く、次いで「家庭裁判所」が19.8%となっている。
- イ 父子世帯の父が、離婚の際又はその後、親子交流(面会交流)の関係で相談した者は、27.8%となっており、このうち最も相談した相談先としては「親族」が43.1%と最も多く、次いで「家庭裁判所」が25.2%となっている。

表18-(1)-1 母子世帯の母の面会交流の主な相談相手(最も相談した先)

	総数	相談した	親族	知人・隣人	養育費等相談支援センター	県・市区町村窓口(母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立センターを含む)	母子・父子福祉団体
平成28年	(100.0)	(34.7) (100.0)	(50.8)	(10.0)	(0.5)	(2.4)	(0.0)
令和3年	1,079,213 (100.0)	385,179 (35.7) (100.0)	176,469 (45.8)	31,664 (8.2)	496 (0.1)	10,792 (2.8)	1,311 (0.3)

	弁護士	家庭裁判所	NPO法人	その他	相談していない	不詳
平成28年	(14.1)	(18.1)	(0.0)	(4.1)	(61.9)	(3.5)
令和3年	74,311 (19.3)	76,219 (19.8)	0 (0.0)	13,917 (3.6)	656,317 (60.8)	37,718 (3.5)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表18- (1) - 2 父子世帯の父の面会交流の主な相談相手（最も相談した先）

	総 数	相談した	相談した相手				母子・父子 福祉団体
			親 族	知人・隣人	養育費等相談 支援センター	県・市区町村窓 口（母子・父子 自立支援員、母 子家庭等就業・ 自立センターを 含む）	
平成28年	(100.0)	(30.8) (100.0)	(37.9)	(7.4)	(0.0)	(3.2)	(1.1)
令和3年	105,134 (100.0)	29,241 (27.8) (100.0)	12,613 (43.1)	1,209 (4.1)	0 (0.0)	473 (1.6)	204 (0.7)

	相談した相手				相 談 して い ない	不 詳
	弁 護 士	家庭裁判所	NPO法人	そ の 他		
平成28年	(18.9)	(27.4)	(1.1)	(3.2)	(63.6)	(5.5)
令和3年	6,148 (21.0)	7,360 (25.2)	167 (0.6)	1,066 (3.6)	71,589 (68.1)	4,305 (4.1)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

(2) 親子交流（面会交流）の取り決め

- ア 親子交流（面会交流）の取り決め状況は、「取り決めをしている」と回答したのは、母子世帯の母では30.3%となっており、父子世帯の父では31.4%となっている。
- イ ひとり親世帯になってからの年数が短い方が、「取り決めをしている」と回答した世帯の割合が高い傾向となっている。
- ウ 「協議離婚」は、「その他の離婚」と比べて親子交流（面会交流）の「取り決めをしている」割合が低くなっている。また、「未婚」は「離婚」に比べ、親子交流（面会交流）の「取り決めをしている」割合が低くなっている。
- エ 親子交流（面会交流）の取り決めをしていない最も大きな理由については、母子世帯の母では「相手とかかわりたくない」が最も多く、次いで「取り決めをしなくても交流ができる」となっており、父子世帯の父では、「取り決めをしなくても交流できる」が最も多く、次いで「相手とかかわりたくない」となっている。

表18- (2) - 1 母子世帯の母の面会交流の取り決め状況等

	総 数	面会交流 の取り決 めをして いる	文書あり		文書なし	不 詳	面会交流 の取り決 めをして いない	不 詳	
			判決、調停、 審判などの裁 判所における 取決め、強制 執行認諾事項 付きの公正証 書	その他の 文 書					
平成28年	(100.0)	(24.1) (100.0)	(96.8)	(96.6)	(0.2)	(1.4)	(1.8)	(70.3)	(5.6)
令和3年	1,079,213 (100.0)	326,599 (30.3) (100.0)	223,523 (68.4)	151,706 (46.5)	71,817 (22.0)	97,454 (29.8)	5,622 (1.7)	719,086 (66.6)	33,528 (3.1)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表18-(2)-2 母子世帯の母の面会交流の取り決め状況等（母の最終学歴別）

	総数	面会交流の取り決めをしている	文書あり			文書なし	不詳	面会交流の取り決めをしていない	不詳
			判決、調停、審判などの裁判所における取決め、強制執行認諾条項付きの公正証書	その他の文書					
令和3年総数	1,047,312 (100.0)	318,907 (30.5) (100.0)	218,590 (68.5)	148,134 (46.5)	70,456 (22.1)	94,695 (29.7)	5,622 (1.8)	698,797 (66.7)	29,608 (2.8)
中学校	114,050 (100.0)	21,350 (18.7) (100.0)	10,646 (49.9)	6,002 (28.1)	4,644 (21.8)	10,704 (50.1)	0 (0.0)	86,696 (76.0)	6,004 (5.3)
高校	434,301 (100.0)	106,432 (24.5) (100.0)	66,889 (62.8)	47,056 (44.2)	19,834 (18.6)	37,309 (35.1)	2,233 (2.1)	311,844 (71.8)	16,025 (3.7)
高等専門学校	53,604 (100.0)	17,901 (33.4) (100.0)	14,693 (82.1)	9,117 (50.9)	5,576 (31.2)	2,800 (15.6)	407 (2.3)	34,872 (65.1)	832 (1.6)
短大	143,551 (100.0)	49,804 (34.7) (100.0)	37,101 (74.5)	30,207 (60.7)	6,894 (13.8)	11,815 (23.7)	888 (1.8)	91,837 (64.0)	1,910 (1.3)
大学・大学院	129,078 (100.0)	63,332 (49.1) (100.0)	46,886 (74.0)	27,751 (43.8)	19,135 (30.2)	14,729 (23.3)	1,717 (2.7)	64,410 (49.9)	1,337 (1.0)
専修学校・各種学校	167,422 (100.0)	58,779 (35.1) (100.0)	41,561 (70.7)	28,002 (47.6)	13,560 (23.1)	16,842 (28.7)	376 (0.6)	105,143 (62.8)	3,500 (2.1)
その他	5,305 (100.0)	1,310 (24.7) (100.0)	814 (62.1)	0 (0.0)	814 (62.1)	496 (37.9)	0 (0.0)	3,996 (75.3)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表18-(2)-3 父子世帯の父の面会交流の取り決め状況等

	総数	面会交流の取り決めをしている	文書あり			文書なし	不詳	面会交流の取り決めをしていない	不詳
			判決、調停、審判などの裁判所における取決め、強制執行認諾条項付きの公正証書	その他の文書					
平成28年	(100.0)	(27.3) (100.0)	(72.6)	(48.8)	(23.8)	(27.4)	(0.0)	(66.9)	(5.8)
令和3年	105,134 (100.0)	33,012 (31.4) (100.0)	20,976 (63.5)	12,161 (36.8)	8,815 (26.7)	11,895 (36.0)	140 (0.4)	68,137 (64.8)	3,985 (3.8)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表18-(2)-4 父子世帯の父の面会交流の取り決め状況等（父の最終学歴別）

	総数	面会交流の取り決めをしている	文書あり			文書なし	不詳	面会交流の取り決めをしていない	不詳
			判決、調停、審判などの裁判所における取決め、強制執行認諾条項付きの公正証書	その他の文書					
令和3年総数	101,404 (100.0)	32,353 (31.9) (100.0)	20,772 (64.2)	11,957 (37.0)	8,815 (27.2)	11,441 (35.4)	140 (0.4)	65,324 (64.4)	3,727 (3.7)
中学校	14,833 (100.0)	2,406 (16.2) (100.0)	1,483 (61.7)	683 (28.4)	801 (33.3)	923 (38.3)	0 (0.0)	11,819 (79.7)	609 (4.1)
高校	43,754 (100.0)	12,286 (28.1) (100.0)	6,187 (50.4)	3,665 (29.8)	2,521 (20.5)	5,959 (48.5)	140 (1.1)	30,007 (68.6)	1,462 (3.3)
高等専門学校	6,366 (100.0)	2,201 (34.6) (100.0)	1,575 (71.6)	547 (24.9)	1,028 (46.7)	626 (28.4)	0 (0.0)	3,333 (52.4)	832 (13.1)
短大	2,134 (100.0)	309 (14.5) (100.0)	309 (100.0)	309 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,825 (85.5)	0 (0.0)
大学・大学院	21,045 (100.0)	10,490 (49.8) (100.0)	8,006 (76.3)	5,105 (48.7)	2,901 (27.7)	2,484 (23.7)	0 (0.0)	10,180 (48.4)	376 (1.8)
専修学校・各種学校	12,870 (100.0)	4,662 (36.2) (100.0)	3,213 (68.9)	1,649 (35.4)	1,565 (33.6)	1,449 (31.1)	0 (0.0)	7,760 (60.3)	448 (3.5)
その他	401 (100.0)	0 (0.0) (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	401 (100.0)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表18-(2)-5 母子世帯の母の面会交流の取り決めの有無（母子世帯になってからの年数階級別）

	総数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不詳
令和3年総数	1,079,213 (100.0)	165,447 (100.0)	147,010 (100.0)	674,117 (100.0)	92,640 (100.0)
取り決めをしている	326,599 (30.3)	75,117 (45.4)	59,298 (40.3)	175,767 (26.1)	16,417 (17.7)
取り決めをしていない	719,086 (66.6)	85,663 (51.8)	83,474 (56.8)	480,028 (71.2)	69,920 (75.5)
不詳	33,528 (3.1)	4,667 (2.8)	4,238 (2.9)	18,322 (2.7)	6,302 (6.8)

表18-(2)-6 父子世帯の父の面会交流の取り決めの有無(父子世帯になってからの年数階級別)

	総数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不詳
令和3年					
総数	105,134 (100.0)	18,407 (100.0)	19,324 (100.0)	58,144 (100.0)	9,259 (100.0)
取り決めている	33,012 (31.4)	6,422 (34.9)	6,322 (32.7)	17,592 (30.3)	2,676 (28.9)
取り決めているない	68,137 (64.8)	11,129 (60.5)	12,029 (62.3)	38,924 (66.9)	6,055 (65.4)
不詳	3,985 (3.8)	857 (4.7)	972 (5.0)	1,628 (2.8)	528 (5.7)

表18-(2)-7 母子世帯の母の面会交流の取り決めの有無(離婚(離婚の方法)・未婚別)

	総数	離婚		未婚
		協議離婚	その他の離婚	
令和3年				
総数	1,079,213 (100.0)	950,458 (100.0)	758,312 (100.0)	128,755 (100.0)
取り決めている	326,599 (30.3)	319,940 (33.7)	211,347 (27.9)	6,660 (5.2)
取り決めているない	719,086 (66.6)	606,389 (63.8)	526,909 (69.5)	112,697 (87.5)
不詳	33,528 (3.1)	24,130 (2.5)	20,056 (2.6)	9,398 (7.3)

表18-(2)-8 父子世帯の父の面会交流の取り決めの有無(離婚(離婚の方法)・未婚別)

	総数	離婚		未婚
		協議離婚	その他の離婚	
令和3年				
総数	105,134 (100.0)	103,616 (100.0)	87,569 (100.0)	1,519 (100.0)
取り決めている	33,012 (31.4)	33,012 (31.9)	23,168 (26.5)	0 (0.0)
取り決めているない	68,137 (64.8)	66,952 (64.6)	61,321 (70.0)	1,185 (78.0)
不詳	3,985 (3.8)	3,652 (3.5)	3,081 (3.5)	333 (22.0)

表18-(2)-9 母子世帯の母の面会交流の取り決めのしていない理由(最も大きな理由)

	総数	取り決めの交渉がわづらわしい	相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があった	相手と関わり合いたくない	相手が面会交流を希望しない	取り決めにしなくても交流できる	子どもの連れ去りや虐待の可能性はある	子どもが会いたくない
平成28年	(100.0)	(5.9)	(3.1)	(25.0)	(13.6)	(18.9)	(0.3)	(7.3)
令和3年	719,086 (100.0)	43,066 (6.0)	27,657 (3.8)	189,807 (26.4)	86,225 (12.0)	117,924 (16.4)	5,061 (0.7)	53,678 (7.5)

	相手が養育費を支払わない又は支払えない	面会交流をすることが子どものためにならないと思う	親族が反対している	取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった	現在交渉中又は今後交渉予定	その他	不詳
平成28年	(6.3)	(4.2)	(0.8)	(1.6)	(0.8)	(7.9)	(4.3)
令和3年	45,251 (6.3)	22,952 (3.2)	6,053 (0.8)	9,486 (1.3)	5,531 (0.8)	68,294 (9.5)	38,101 (5.3)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表18-(2)-10 父子世帯の父の面会交流の取り決めのしていない理由(最も大きな理由)

	総数	取り決めの交渉がわづらわしい	相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があった	相手と関わり合いたくない	相手が面会交流を希望しない	取り決めにしなくても交流できる	子どもの連れ去りや虐待の可能性はある	子どもが会いたくない
平成28年	(100.0)	(6.3)	(1.5)	(18.4)	(7.3)	(29.1)	(0.5)	(10.2)
令和3年	68,137 (100.0)	6,670 (9.8)	1,097 (1.6)	11,930 (17.5)	6,659 (9.8)	20,665 (30.3)	376 (0.6)	4,212 (6.2)

	相手が養育費を支払わない又は支払えない	面会交流をすることが子どものためにならないと思う	親族が反対している	取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった	現在交渉中又は今後交渉予定	その他	不詳
平成28年	(1.0)	(5.3)	(0.5)	(1.9)	(1.0)	(11.7)	(5.3)
令和3年	1,760 (2.6)	4,545 (6.7)	490 (0.7)	533 (0.8)	0 (0.0)	5,578 (8.2)	3,622 (5.3)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

(3) 親子交流（面会交流）の実施状況

ア 親子交流（面会交流）の実施状況は、「現在も行っている」と回答したのは、母子世帯の母では 30.2 % となっており、父子世帯の父では 48.0 % となっている。

イ 親子交流（面会交流）の実施頻度は、母子世帯では「月 1 回以上 2 回未満」が最も多く 24.2 %、父子世帯では「月 1 回以上 2 回未満」が最も多く 27.7 % となっている。

ウ 現在、親子交流（面会交流）を行っていない最も大きな理由は、母子世帯の母では「相手が面会交流を求めてこない」が最も多く、父子世帯の父では「子どもが会いたがらない」が最も多くなっている。

表 18- (3) - 1 母子世帯の母の面会交流の実施状況

	総 数	現在も面会交流を行 っている	面会交流を行った ことがある	面会交流を行った ことがない	不 詳
平成 28 年	(100.0)	(29.8)	(19.1)	(46.3)	(4.8)
令和 3 年	1,079,213 (100.0)	325,874 (30.2)	225,340 (20.9)	488,432 (45.3)	39,568 (3.7)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 18- (3) - 2 母子世帯の母の面会交流の実施状況（母の最終学歴別）

	総 数	現在も面会交流を行 っている	面会交流を行った ことがある	面会交流を行った ことがない	不 詳
令和 3 年 総 数	1,047,312 (100.0)	319,911 (30.5)	217,021 (20.7)	472,913 (45.2)	37,467 (3.6)
中学校	114,050 (100.0)	28,197 (24.7)	20,764 (18.2)	57,828 (50.7)	7,261 (6.4)
高 校	434,301 (100.0)	128,277 (29.5)	81,066 (18.7)	206,572 (47.6)	18,386 (4.2)
高等専門 学 校	53,604 (100.0)	12,940 (24.1)	14,822 (27.7)	25,843 (48.2)	0 (0.0)
短 大	143,551 (100.0)	49,848 (34.7)	30,789 (21.4)	59,726 (41.6)	3,188 (2.2)
大学・ 大学院	129,078 (100.0)	45,970 (35.6)	33,245 (25.8)	45,134 (35.0)	4,729 (3.7)
専修学校・ 各種学校	167,422 (100.0)	52,687 (31.5)	36,334 (21.7)	74,498 (44.5)	3,903 (2.3)
その他	5,305 (100.0)	1,992 (37.5)	0 (0.0)	3,313 (62.5)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 18- (3) - 3 父子世帯の父の面会交流の実施状況

	総 数	現在も面会交流を行 っている	面会交流を行った ことがある	面会交流を行った ことがない	不 詳
平成 28 年	(100.0)	(45.5)	(16.2)	(32.8)	(5.5)
令和 3 年	105,134 (100.0)	50,506 (48.0)	16,526 (15.7)	33,258 (31.6)	4,844 (4.6)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 18- (3) - 4 父子世帯の父の面会交流の実施状況（父の最終学歴別）

	総 数	現在も面会交流を行 っている	面会交流を行った ことがある	面会交流を行った ことがない	不 詳
令和 3 年 総 数	101,404 (100.0)	48,906 (48.2)	15,673 (15.5)	32,316 (31.9)	4,508 (4.4)
中学校	14,833 (100.0)	6,227 (42.0)	1,927 (13.0)	5,525 (37.2)	1,154 (7.8)
高 校	43,754 (100.0)	19,601 (44.8)	7,242 (16.6)	15,306 (35.0)	1,606 (3.7)
高等専門 学 校	6,366 (100.0)	3,112 (48.9)	1,010 (15.9)	1,905 (29.9)	339 (5.3)
短 大	2,134 (100.0)	1,564 (73.3)	175 (8.2)	212 (9.9)	183 (8.6)
大学・ 大学院	21,045 (100.0)	11,703 (55.6)	3,312 (15.7)	5,105 (24.3)	925 (4.4)
専修学校・ 各種学校	12,870 (100.0)	6,700 (52.1)	1,751 (13.6)	4,117 (32.0)	302 (2.3)
その他	401 (100.0)	0 (0.0)	254 (63.4)	147 (36.6)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 18- (3) - 5 母子世帯になってからの面会交流の実施状況（年数階級別）

	総 数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不 詳
令和 3 年 総 数	1,079,213 (100.0)	165,447 (15.3)	147,010 (13.6)	674,117 (62.5)	92,640 (8.6)
現在も行っている	325,874 (100.0)	74,303 (22.8)	62,389 (19.1)	167,771 (51.5)	21,411 (6.6)
過去に行ったことがある	225,340 (100.0)	13,274 (5.9)	30,497 (13.5)	160,962 (71.4)	20,607 (9.1)
行ったことがない	488,432 (100.0)	72,794 (14.9)	48,587 (9.9)	322,237 (66.0)	44,813 (9.2)
不 詳	39,568 (100.0)	5,076 (12.8)	5,536 (14.0)	23,148 (58.5)	5,808 (14.7)

表18-(3)-6 父子世帯になってからの面会交流の実施状況（年数階級別）

	総数	うち、面会交流の取り決めのしている世帯				不詳
		0～2年未満	2～4年未満	4年以降	未詳	
令和3年						
総数	105,134 (100.0)	18,407 (17.5)	19,324 (18.4)	58,144 (55.3)	9,259 (8.8)	
現在も行っている	50,506 (100.0)	11,092 (22.0)	11,389 (22.5)	23,809 (47.1)	4,217 (8.3)	
過去に行ったことがある	16,526 (100.0)	1,434 (8.7)	2,661 (16.1)	10,001 (60.5)	2,430 (14.7)	
行ったことがない	33,258 (100.0)	5,000 (15.0)	4,378 (13.2)	21,889 (65.8)	1,991 (6.0)	
不詳	4,844 (100.0)	882 (18.2)	896 (18.5)	2,445 (50.5)	622 (12.8)	

表18-(3)-7 母子世帯の母の面会交流の実施状況（離婚（離婚の方法）・未婚別）

	総数									
	総数	離婚		未婚	うち、面会交流の取り決めのしている世帯				未婚	
		協議離婚	その他離婚		総数	離婚	協議離婚	その他離婚		
令和3年										
総数	1,079,213 (100.0)	950,458 (100.0)	758,312 (100.0)	192,146 (100.0)	128,755 (100.0)	326,599 (100.0)	319,940 (100.0)	211,347 (100.0)	108,593 (100.0)	6,660 (100.0)
現在も行っている	325,874 (30.2)	310,718 (32.7)	259,475 (34.2)	51,243 (26.7)	15,156 (11.8)	158,434 (48.5)	157,132 (49.1)	118,694 (56.2)	38,438 (35.4)	1,302 (19.5)
過去に行ったことがある	225,340 (20.9)	212,315 (22.3)	163,936 (21.6)	48,378 (25.2)	13,025 (10.1)	85,415 (26.2)	83,986 (26.3)	49,363 (23.4)	34,623 (31.9)	1,429 (21.5)
行ったことがない	488,432 (45.3)	393,601 (41.4)	304,128 (40.1)	89,473 (46.6)	94,831 (73.7)	79,123 (24.2)	75,194 (23.5)	40,507 (19.2)	34,687 (31.9)	3,929 (59.0)
不詳	39,568 (3.7)	33,824 (3.6)	30,773 (4.1)	3,051 (1.6)	5,743 (4.5)	3,627 (1.1)	3,627 (1.1)	2,782 (1.3)	845 (0.8)	0 (0.0)

表18-(3)-8 父子世帯の父の面会交流の実施状況（離婚（離婚の方法）・未婚別）

	総数									
	総数	離婚		未婚	うち、面会交流の取り決めのしている世帯				未婚	
		協議離婚	その他離婚		総数	離婚	協議離婚	その他離婚		
令和3年										
総数	105,134 (100.0)	103,616 (100.0)	87,569 (100.0)	16,046 (100.0)	1,519 (100.0)	33,012 (100.0)	33,012 (100.0)	23,168 (100.0)	9,844 (100.0)	0 (0.0)
現在も行っている	50,506 (48.0)	50,116 (48.4)	43,288 (49.4)	6,827 (42.5)	390 (25.7)	21,383 (64.8)	21,383 (64.8)	16,143 (69.7)	5,241 (53.2)	0 (0.0)
過去に行ったことがある	16,526 (15.7)	16,364 (15.8)	12,384 (14.1)	3,980 (24.8)	162 (10.7)	6,572 (19.9)	6,572 (19.9)	3,743 (16.2)	2,829 (28.7)	0 (0.0)
行ったことがない	33,258 (31.6)	32,625 (31.5)	28,416 (32.5)	4,209 (26.2)	633 (41.7)	4,882 (14.8)	4,882 (14.8)	3,282 (14.2)	1,600 (16.3)	0 (0.0)
不詳	4,844 (4.6)	4,511 (4.4)	3,480 (4.0)	1,031 (6.4)	333 (22.0)	175 (0.5)	175 (0.5)	0 (0.0)	175 (1.8)	0 (0.0)

表18-(3)-9 母子世帯の母の面会交流の実施頻度

	総数	うち、面会交流の取り決めのしている世帯						別途協議	その他	不詳
		月2回以上	月1回以上 2回未満	2～3か月 に1回以上	4～6か月 に1回以上	長期 休暇中	その他			
平成28年	(100.0)	(13.1)	(23.1)	(15.8)	(15.9)	(4.4)	(3.3)	(19.1)	(5.4)	
令和3年	551,214 (100.0)	77,017 (14.0)	133,178 (24.2)	93,301 (16.9)	62,179 (11.3)	36,117 (6.6)	24,006 (4.4)	96,111 (17.4)	29,304 (5.3)	

注：1)令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2)面会交流を現在も行っている又は行ったことがある世帯に限る。以下同じ。

表18-(3)-10 父子世帯の父の面会交流の実施頻度

	総数	うち、面会交流の取り決めのしている世帯						別途協議	その他	不詳
		月2回以上	月1回以上 2回未満	2～3か月 に1回以上	4～6か月 に1回以上	長期 休暇中	その他			
平成28年	(100.0)	(21.1)	(20.0)	(15.8)	(13.7)	(3.7)	(4.7)	(17.4)	(3.7)	
令和3年	67,032 (100.0)	15,958 (23.8)	18,600 (27.7)	6,742 (10.1)	6,279 (9.4)	3,441 (5.1)	1,774 (2.6)	11,613 (17.3)	2,625 (3.9)	

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表18- (3) - 11-1 母子世帯の母の現在面会交流を実施していない理由 (最も大きな理由)

	総数	相手が養育費を支払わない	相手が面会の約束を守らない	子どもが会いたがらない	塾や学校の行事で子どもが忙しい	面会交流によって子どもが精神的又は身体的に不安定になる	相手に暴力などの問題行動がある
平成28年	(100.0)	(6.1)	(0.9)	(9.8)	(0.8)	(3.7)	(1.2)
令和3年	164,538 (100.0)	14,132 (8.6)	4,142 (2.5)	26,476 (16.1)	3,300 (2.0)	6,577 (4.0)	5,358 (3.3)

	相手が面会交流を求めてこない	親族が反対している	第三者による面会交流の支援が受けられない	相手が結婚した	その他	不詳
平成28年	(13.5)	(0.8)	(0.0)	(2.3)	(8.8)	(52.1)
令和3年	46,883 (28.5)	394 (0.2)	0 (0.0)	4,713 (2.9)	26,331 (16.0)	26,232 (15.9)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表18- (3) - 11-2 父子世帯の父の現在面会交流を実施していない理由 (最も大きな理由)

	総数	相手が養育費を支払わない	相手が面会の約束を守らない	子どもが会いたがらない	塾や学校の行事で子どもが忙しい	面会交流によって子どもが精神的又は身体的に不安定になる	相手に暴力などの問題行動がある
平成28年	(100.0)	(0.7)	(1.3)	(14.6)	(0.7)	(8.6)	(1.3)
令和3年	11,454 (100.0)	863 (7.5)	409 (3.6)	3,480 (30.4)	299 (2.6)	347 (3.0)	0 (0.0)

	相手が面会交流を求めてこない	親族が反対している	第三者による面会交流の支援が受けられない	相手が結婚した	その他	不詳
平成28年	(11.3)	(2.0)	(0.0)	(5.3)	(9.3)	(45.0)
令和3年	3,005 (26.2)	397 (3.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,381 (12.1)	1,272 (11.1)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

(4) 離婚届書における親子交流 (面会交流) についての記入状況

ア 離婚届書の親子交流 (面会交流) の取り決めの有無のチェック欄の状況は、母子世帯、父子世帯ともに「チェックしたか不明」がそれぞれ 54.1%、48.2% と最も多く、次いで「取り決めている」の欄にチェックした」がそれぞれ 21.4%、17.5% となっている。

イ チェックしていない理由は、母子世帯では「チェック欄があることを知らなかった」が 53.8% と最も多く、次いで、「チェックが必須ではないから」が 32.5% となっている。

一方で、父子世帯では「チェック欄があることを知らなかった」が 50.0% と最も多く、「チェックが必須ではないから」が 33.5% となっている。

表18- (4) - 1 平成24年4月1日以降、離婚によってひとり親世帯となった世帯における離婚届書の面会交流の取り決めチェック状況

	総数	「取り決めている」の欄にチェックした	「まだ決めていない」の欄にチェックした	チェックしていない	チェックしたか不明	不詳
母子世帯						
平成28年	(100.0)	(20.8)	(9.0)	(8.5)	(49.6)	(12.1)
令和3年	615,800 (100.0)	131,772 (21.4)	40,801 (6.6)	55,988 (9.1)	333,330 (54.1)	53,908 (8.8)
父子世帯						
平成28年	(100.0)	(17.6)	(6.7)	(13.4)	(47.9)	(14.3)
令和3年	73,358 (100.0)	12,865 (17.5)	3,616 (4.9)	10,772 (14.7)	35,345 (48.2)	10,761 (14.7)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表18- (4) - 2 平成24年4月1日以降、離婚によってひとり親世帯となった世帯における離婚届書の面会交流の取り決めチェック状況 (チェックしていない理由)

	総数	チェック欄があることを知らなかった	チェックが必須ではないから	その他	不詳
母子世帯					
平成28年	(100.0)	(44.9)	(40.8)	(10.2)	(4.1)
令和3年	55,988 (100.0)	30,127 (53.8)	18,181 (32.5)	6,425 (11.5)	1,255 (2.2)
父子世帯					
平成28年	(100.0)	(25.0)	(50.0)	(25.0)	(0.0)
令和3年	10,772 (100.0)	5,389 (50.0)	3,608 (33.5)	1,775 (16.5)	0 (0.0)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。